

職員の懲戒処分について

下記のとおり、職員の懲戒処分を発令しました。

記

被処分者	(1) 氏 名 (2) 所 属 北区役所地域力推進室 【北区役所保健福祉センター健康福祉部生活福祉課】 (3) 年齢・性別 26歳・男性 (4) 職位・職種 係員・事務 ※【 】内は、事案当時の所属。
処分発令日	令和2年10月30日
処分内容	停職3月
事案概要	<p>被処分者は、本市職員による事情聴取において、以下の事実を認めた。</p> <p>① 被処分者は、生活保護ケースワーカーとして職務に従事していたところ、令和2年3月31日、自身が担当していた被保護者の女性（以下「当該女性」という。）の自宅を、職務上当該自宅の住所を知っていたことを利用して私的に訪問し、コミュニケーションアプリ「LINE」の連絡先交換を求め、当該女性の連絡先を取得した。その後、同人は、当該連絡先に私的に連絡するとともに、令和2年4月8日に再び当該女性宅を私的に訪問した。 上記私的訪問は勤務時間中の行為であり、それぞれ、少なくとも2時間程度勤務を怠った。</p> <p>② 被処分者は、令和2年5月2日から6月20日にかけて、当該女性が調理した食事の提供を受け、この間の食費として合計12,000円を当該女性に渡しており、当該女性に同金額の収入が発生していたことを認識していた。 同人は、生活保護ケースワーカーとして、適切に生活保護費を算定する職務を担っていたにも関わらず、当該女性に支給すべき保護費の算定に当たって、同金額を当該女性の収入として考慮しなかった。</p>
備 考	<p>上記事案に対する管理監督責任として、当時の所属長に対し、以下のけん責処分を行った。</p> <p>(1) 所 属 北区役所保健福祉センター健康福祉部生活福祉課長 (2) 年齢・性別 60歳・男性 (3) 職位・職種 課長・事務 (4) 処分発令日 令和2年10月30日 (5) 処分内容 北区長名による嚴重文書訓戒</p>